

# 青森県「A-wood」事業者登録制度実施要領

令和7年7月 8日制 定

令和8年6月18日一部改正

## (目的)

第1 青森県産材「A-wood」を自身が設計・施工する施設に積極的に使用することを宣言し、県内製材工場と連携した流通の円滑化、県産材を使った設計・施工技術の向上、県民に対する県産材の普及に取り組む事業者を県が登録・公表することにより、県産材の計画的な利用を促進するとともに、県民に対し県産材利用に取り組む事業者の周知を図ることを目的とする。

## (定義)

第2 この要領における用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。ただし、第2号にあっては、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団に関与していない者等でなければならない。

### (1) A-wood

青森県の森林で生産され、青森県で製材し、青森県で使用される木材をいう。

### (2) 事業者

次に掲げるいずれかの要件を満たし、かつ県内に事業所を有している者をいう。

ア 建設業法第3条第1項の規定に基づく建築工事業又は大工工事業の許可を受けていること。

イ 建築士法第23条第1項の規定に基づく建築士事務所の登録を受けていること。

### (3) 県産材

森林に関する法令に照らし適切な手続きを経て県内で伐採された丸太（樹種は問わない）を、県内の製材工場において加工した木材製品をいう。

## (申請)

第3 登録を受けようとする事業者(以下「申請者」という。)は、青森県「A-wood」事業者登録申請書（第1号様式）に、青森県「A-wood」事業者宣言書（第2号様式）を添付して、知事に提出するものとする。

なお、上記事業登録申請書の提出は、県のホームページで示す事業登録申請書申請フォームでの提出に代えることができる。

2 複数の事業所を有する法人においては、申請は本社又は本店が行うこと。

## (登録)

第4 知事は、県内の製材工場と連携して、青森県産材 A-wood を積極的に使用していくことを書面により宣言した事業者を、青森県「A-wood」事業者（以下「A-wood 事業者」という。）として登録するものとする。

また、申請者にその旨を通知して、青森県「A-wood」事業者登録証（第3号様式）（以下「登録証」という。）を交付するものとする。

（登録の有効期間）

第5 前項の登録証の有効期間は、登録日から起算して3年目の年度末までとする。

（登録の更新）

第6 登録の更新を受けようとする A-wood 事業者は、青森県「A-wood」事業者登録更新申請書（第1号様式）を知事に提出するものとする。

（登録の申請内容の変更）

第7 A-wood 事業者は、申請した内容に変更が生じた場合は、速やかに青森県「A-wood」事業者登録事項変更届（第4号様式）を知事に提出するものとする。

（A-wood 事業者の役割）

第8 A-wood 事業者は、登録証を事業所に掲示するものとする。

2 A-wood 事業者は、次に掲げる事項に努めるものとする。

- (1) 県産材を積極的に使用し、県民の目に触れるように情報発信を行うこと。
- (2) 県の広報媒体への掲載等に協力すること。

3 A-wood 事業者は、登録証の有効期間内の各年度に行った前項（1）の取組について、翌年度の6月末日までに、青森県「A-wood」事業者活動報告書（第5号様式）により報告するものとする。

（県による支援等）

第9 知事は、A-wood 事業者に対し、次に掲げる取組を行うものとする。

- (1) A-wood 事業者の県産材利用に関する取組を、県ホームページ、イベント、ガイドブック等において、広く県民に周知すること。
- (2) 県が実施する県産材利用促進に関する情報を A-wood 事業者に提供すること。
- (3) A-wood 事業者が県産材の利用に取り組むために必要な助言及び支援を行うこと。

（登録の辞退）

第10 A-wood 事業者が登録を辞退する場合は、青森県「A-wood」事業者登録辞退届出書（第6号様式）に登録証を添付の上、速やかに知事に届け出なければならない。

(登録の取消し)

- 第11 知事は、A-wood事業者が法令等に違反したとき、その他 A-wood 事業者として適当でなくなつたと認めるときは、当該登録を取り消すことができる。
- 2 知事は、前項の規定により登録の取消しをするときは、理由を付して A-wood 事業者にその旨を通知するものとする。
- 3 登録の取消しを受けた場合にあっては、A-wood 事業者は速やかに登録証を知事に返納するものとする。

(所掌)

- 第12 この要領に関する事務は、青森県農林水産部林政課において所掌する。

附則

この要領は、令和7年7月8日から施行する。